

委員会行政調査報告書

令和7年8月18日

尾張旭市議会議長 殿

総務委員会 委員長
日比野 和雄

本委員会は所管事務調査のため下記のとおり行政調査を行いましたので、報告します。

期日等	期 日	調 査 先
	令和7年7月30日	埼玉県入間市
	令和7年7月31日	東京都あきる野市
参加者	計 <u>7</u> 名	
	日比野和雄、川村つよし、市原誠二、片渕卓三	
	さかえ章演、早川八郎、安田吉宏	
調査項目及び内容	1 埼玉県入間市	
	入間市スポーツ振興まちづくり条例について	
	2 東京都あきる野市	
監査の改革について		
(行政調査の成果等は別紙にて報告)		
その他	(1) 参考資料は別添のとおり	

入間市行政調査報告書

令和7年7月30日に埼玉県入間市を訪問し、「入間市スポーツ振興まちづくり条例について」行政調査を行った。

1. 条例制定の背景と経緯について

- 市長公約「ライズアップ宣言」(R2.10)内の「条例宣言」において、スポーツをまちづくりに生かすため、条例制定を目指した。
- 国の第3期スポーツ推進計画において、スポーツによる「まちづくり」が重点的に取り組むべき施策として位置付けられた。
- 多種多様なスポーツ関連活動を応援・支援することで、全ての市民が健康に過ごせるように制定した。

2. 条例の特徴と考え方について

- 従来から広く取り組まれてきたスポーツに加え、新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツ関連活動を取り巻く環境の向上を図る。
- また、市の特色及び魅力となるスポーツを応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を図る。

3. 条例制定を受けた取組みと効果

- 小学校におけるスポーツライミング事業、シニアクラブでのeスポーツや太鼓演奏など、新たな自主事業ができた。
- 新たな取組として、スポーツアンバサダーの委嘱、市内スポーツ事業者との積極的な事業実施などができた。

4. 行政調査を終えて

「条例があるからこそ、企業を巻き込んだ活動ができていると考える。」が今回の行政調査を終えての結論です。今後、さらに研究を重ね本市の企業が参加できるように条例制定を目指す活動が本市のまちづくりに大いに寄与することと考えます。



あきる野市行政調査報告書

令和7年7月31日に東京都あきる野市を訪問し、「監査の改革について」行政調査を行った。

1. 監査体制など現在の状況及び大前提

- 議員選出監査委員（以下「議選監査」）となって5年目。2年に一度の役職改選に合わせて交代してきた。
- 人は間違いをする、人は忘れる、受けるのも監査をするのも人である。
- 人に罪を作らせない、リスクを負わせない、リスクを取り除くのが任務。我々のチェックによって市役所の職員と市民を守る。
- 限られた体制で運営（事務局職員は3名）。もう一人いればもっとできたのではと感じている。任期議員経験者が増えてきた。2年に一度の役職改選に合わせて交代してきた。

2. 議選監査の意義と使命

- 見識監査委員（以下「見識監査」）を支援するとともに、政治的感覚を有した監査を行うのが議選監査といわれることがある。
- 地方自治法の改正（平成29年）で、議選監査の「選択制」が導入されたが、あきる野市議会では、「議選監査は廃止すべきでない」との結論となった。

3. 議選監査の勘所・役所

- 定性な面での監査
- 市の施策や状況について見識監査へ解説
- 監査対象の選定における助言
- 監査計画の見直しの発議
- 研修の充実

- 他市の連携
- 議員のネットワークを活かした活動
- 予算要求
- 議選監査の選択制の導入に対する見解
- 議会との連携・連動

4. 品質管理について

- 見識監査と議選監査とで意見交換を密にし、他市の情報収集を重ねながら、常に次の目標を立て、完了させるために情報共有を図る。
- 監査の質を上げていくには、監査計画をしっかりと作りこみ、その計画を意識し、計画に沿って展開する。

5. その他

その他、以下の説明があった。

- 監査委員への事務局の支援について各監査の前後に、調整会議を実施しており、調整会議で課題の洗い出し、質問調整を行っている。
- 予備監査の前に実施、本監査の前に実施、意見調整会議、その後の会議を実施している。
- 質問確認は、3時間実施している。どういう質問をしたいのか、事前の調査で分かったことを事務局から監査委員に説明する。
- これらの打合せにより、予備監査と本監査の具体的な流れや必ず質問することが定まってくる。この確認作業がとても重要だった。
- 担当課と監査委員の橋渡しも意見書をまとめる段階で実施している。担当課へのフィードバックも実施している。

6. 行政調査を終えて

今回の行政調査を終えて改めて、監査の真髄を確認した。すなわち、「人は間違いをする、人は忘れる、受けるのも監査をするのも人である」「人に罪を作ら

せない、リスクを負わせない、リスクを取り除くのが任務。我々のチェックによって市役所の職員と市民を守る」、このことを守り、監査を実施することで、市民や職員を守ることができると強く感じた。

